

令和4年度

名古屋市立万場小学校

いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また本市学校努力目標である「**ともに学び 自分らしく生きる**」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、「いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、児童が十分に理解することができるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが、特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 校内体制

- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- ・ いじめ等対策委員会の構成員

校長 ・ 教頭 ・ 教務主任 ・ 校務主任 ・ 保健主事 ・ 養護教諭 ・ 各学級担任
生活指導主任 ・ 通級指導教室担当教諭 ・ 教育相談担当 ・ 特別支援コーディネーター
子ども応援委員会コーディネーター ・ スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

3 教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 児童とふれあう時間をできるだけ多く取る。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を再優先させる。

4 未然防止の取り組み

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し、児童の自己肯定感が高まるように努める。
- ・ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捉われることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

(1) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切に」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料：「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校における人権教育を進めるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実用編」

(2) 授業づくり

- ・ 児童の自己肯定感を高めるために、「分かる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向けた教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 公開授業等により、互いの授業を参観しあう機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

(3) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付き・学ぶ機会を設定する。
- ・ 単に、児童が何かを体験すればよい、児童同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、「友達によさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取り組みにおいては、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるように働き掛ける。

《学校全体での取り組み・活動》

「運動会での2学年合同種目」「環境学習ウィークでのボランティア活動」

「ペア学年での活動」「分団児童会・分団登校・一斉下校」 など

《各学年での中心となる取り組み・活動》

【1年生】「学校探検での教職員との触れ合い」「昔遊びの会での地域との交流」

【2年生】「学区探検での地域との交流」

【3年生】「学区についての学習による地域理解」

【4年生】「2分の1成人式」「命の学習」

【5年生】「中津川野外教育」「国際理解」

【6年生】「修学旅行」「車椅子体験」

5 早期発見の取組

学級やクラブ・委員会など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査や教育相談等による面談、スクールライフノート、生活ノート（個人日記、班日記等）の活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「学校生活アンケート」

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における満足度」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、児童個々へ対応する。

(3) 定期的な記名式のアンケート調査

- ・ 「無記名式アンケート」の実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(4) 緊急的な記名式及び無記名式のアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するように呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝える。
- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度内に、全児童に短時間でスクールカウンセラー等との面談を実施する。また、転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2) (3) でのアンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として、1学期と2学期に一回、教育相談期間を設ける。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員やスクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば、速やかに学校に連絡していただくように依頼しておく。

また、地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るように依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に全児童に配布し、各相談機関について周知する。また、毎日使用するかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを小学4年生～6年生児童に周知し、アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けた時の対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、注意したりする。
- ・ 児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、些細な兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・ 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかにいじめ等対策委員会に報告し、情報を共有する。
- ・ いじめ等対策委員会を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

- 「生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがある」
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・ 30日を待たず、1週間をめぐり概要を報告する。
- ※ また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等にあたる

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所等、関係機関との連携を図る。
- (2) いじめられた児童又はその保護者への支援
- ・ 「複数の教員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するように伝える。
 - ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添い

ながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」について、いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するように配慮する。

- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行うことが大切である。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないように一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会の判断による出席停止」「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働き掛け

- ・ 傍観者に対しては、自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解決とは、謝罪のみで終わるのではなく、双方の当事者や周りの者全員が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉棄損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や関係機関が実施する取り組みを周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話等のメールを利用したいじめ等については、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくように、折に触れて依頼する。

7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会コーディネーターが中心となって、子ども応援委員会との連携を図り、問題の解決に努める。

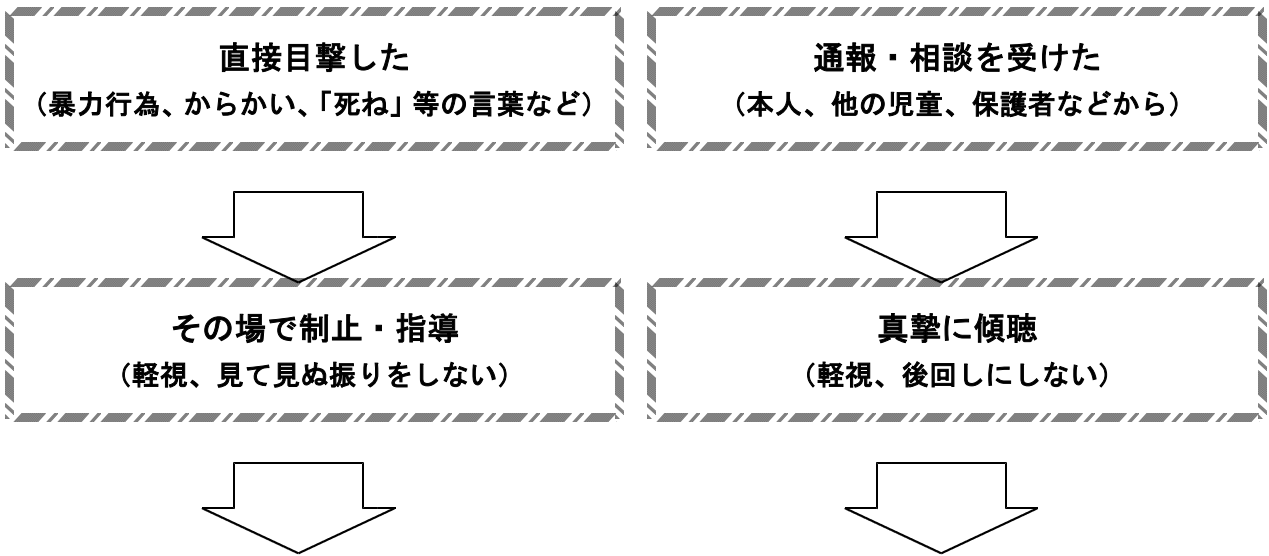
8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取り組み等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆



「いじめ等対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告

(校長・教頭・教務主任・校務主任・保健主事・養護教諭・各学級担任・生活指導主任・通級教室担当教諭
・特別支援コーディネーター・子ども応援委員会コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)

◆情報の共有

◆対応策の検討・協議・決定

◆関係児童に関する情報収集

◆関係児童等への事情聴取

◆いじめの有無の確認

いじめの認知・判断

重
大
事
態

ネ
ッ
ト

- ◇病院搬送等応急処置
- ◇教育委員会への一報
- ◇子ども応援委員会との連携
- ◇警察・法務局等への相談・通報 (校長・教頭)
- ◇緊急アンケートの実施 (教務主任・生活指導主任)

- ◇教育委員会への一報→委託業者へ相談
- ◇警察・関係諸機関への相談
通報 (校長・教頭)

- ◆被害・加害児童の保護者への連絡・家庭訪問 (学級担任・教務主任)
- ◆被害児童の安全確保・心のケア (養護教諭・教育相談担当・特別支援コーディネーター・SC)
- ◆加害児童への指導・別室指導等の措置 (学年主任・生活指導主任)
- ◆聴衆・傍観者への指導 (学年主任・生活指導主任)
- ◆謝罪等の場の設定 (教頭)
- ◆客観的な事実 (聞き取りの内容等) を、時系列で正確に記録 (学級担任)
- ◆子ども応援委員会と連携 (子ども応援委員会コーディネーター)

※ 一定の解消が見られれば、継続指導・経過観察・再発・未然防止の取り組みを行う。

年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	校内研修
4	職員会議	【生活目標】「きまりよい生活をする」 「あいさつをしっかりとる」		
5	職員会議 いじめ等対策委員会①	【生活目標】「集合・整列を早くする」	学校生活アンケート①の結果分析と 支援方法の共通理解 子ども応援委員会との情報共有	自殺予防教育
6	いじめ等対策委員会② ING委員会①	【生活目標】「学校をきれいにする」 「力を合わせて掃除をする」	いじめアンケート① (無記名)	「学校生活アンケート」の研修 アンケート結果の活用
7	職員会議	【生活目標】「身の回りを清潔にする」 「1学期のまとめをする」	教育相談	児童理解研修① 教育センターでの研修
8	職員会議			教育センターでの研修
9		【生活目標】「落ち着いて行動する」 「時間を大切にする」	いじめアンケート② (無記名)	児童理解研修②
10	職員会議 いじめ等対策委員会③	【生活目標】「進んで学習に取り組む」 「チャイムの合図を守る」 自殺予防教育		情報教育・情報モラル研修
11	職員会議 いじめ等対策委員会④ ING委員会②	【生活目標】「正しい言葉遣いをする」 「みんなの物を大切に使う」 なごやINGキャンペーンの取り組み	教育相談 学校生活アンケートの結果分析及び 支援方法の共通理解 子ども応援委員会との情報共有 なごやINGキャンペーンの取り組み	
12		【生活目標】「整理整頓に心掛ける」 「2学期のまとめをする」 なごやINGキャンペーンの取り組み 人権週間における取り組み	なごやINGキャンペーンの取り組み 人権週間の取り組み	人権教育研修
1	職員会議	【生活目標】「礼儀正しくする」 「きまり正しく登校する」	いじめアンケート③ (無記名)	
2	職員会議 いじめ等対策委員会⑤ ING委員会③	【生活目標】「休み時間は外で元気よく遊ぶ」 「手洗い・うがいをしっかりとる」 自殺予防教育		
3		【生活目標】「学校中をきれいにする」 「1年間のまとめをする」		

※ 事案発生時は、いじめ等対策委員会・ING委員会を随時開催する。

※ 各学級で、生活ノートや日記、班日誌等を随時活用する。

※ スクールカウンセラーとの面談を有効に活用する。

